

各計画の骨子（案）

- (1) 第9期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案） 【資料1】 P 1
- (2) 第7期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画 } の骨子（案）【資料2】 P 5
第3期湧別町障がい児福祉計画
- (3) 第2期湧別町健康増進計画の骨子（案） 【資料3】 P 10

第9期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子(案)

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口は減少を続ける一方で、高齢者人口は増加を続けており、令和7年(2025年)には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、今後においても高齢化はさらに進行していく見込みです。

介護保険制度においては、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指した「地域包括ケアシステム」の深化・推進していくことが求められています。

第9期となる本計画では、団塊の世代が75歳以上となり高齢者人口が増加することで社会保障制度に大きな影響をもたらすとされてきた令和7年(2025年)を計画期間中に迎えます。さらに、今後は現役世代の急減という局面に差し掛かり、これまで通念とされてきた「若い世代が社会保障を支える」という構造から、「全世代で社会保障を支え、また社会保障で全世代を支える」という理念のもと全世代型の社会保障への転換が求められます。

本町では、高齢者人口のピークは平成28年に迎えており、今後は減少していくと推測されておりますが、令和5年10月末現在で高齢者人口は3,172人、高齢化率は39.4%となっており、全国や全道平均を大きく上回る状況であります。そして、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢化の進展がさらに進むと推計されます。今後は、総人口・現役世代人口が減少する中で、85歳以上人口は当面増加することが予測され、介護サービスへの需要は増加・多様化することが想定されることから、高齢者を地域で支える体制づくりや地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化など、社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組む、高齢者があらゆる世代の町民と共に、住み慣れた地域でいつまでも安心して長く暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指すため、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、本町の総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本町における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画とし、高齢者支援施策を総合的に展開するため、中長期的な視点から目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、これまでの計画の推進状況等の評価を踏まえ、計画期間内の必要なサービス等を定めるものです。

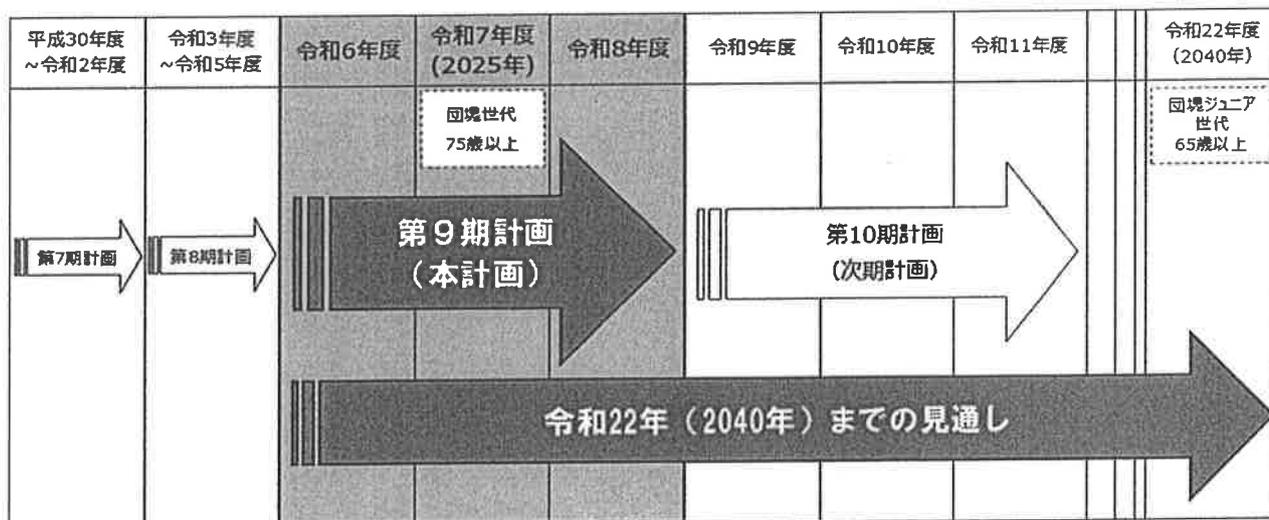
3 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。

また、高齢者福祉計画についても、介護保険事業計画と一体的に整備する必要があることから、計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

第9期計画では、現役世代の急減が想定される令和22年（2040年）を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った計画として策定します。

(計画期間)



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係機関や部局と連携を図りながら、保険・医療・福祉関係者、公募の町民及び学識経験者で構成する「湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会」において策定します。

第9期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の構成（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の策定体制
- 3 計画の期間
- 4 計画の点検

第2章 高齢者等の現状分析

- 1 高齢者等の現状分析

第3章 第8期計画のサービスの現状と利用状況

- 1 介護サービス給付の現状
- 2 介護予防事業、地域支援事業及び高齢者福祉サービスの現状

第4章 高齢者実態調査について

- 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- 2 在宅介護実態調査

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 重点項目

第6章 目標年度までの計画の基本方向

- 1 推計人口
- 2 要介護者等の推計

第7章 高齢者保健福祉サービス及び介護保険事業の充実

- 1 生きがいつくりの推進
- 2 社会参加の支援
- 3 介護予防の推進
- 4 健やかな暮らしの実現
- 5 介護保険サービス等の充実
- 6 安心して暮らせる生活支援
- 7 住み慣れたまちで暮らしを支える
- 8 支えあうネットワークづくり
- 9 相談援助体制の充実

第8章 介護（予防）給付費用・介護保険料

- 1 給付費用
- 2 保険料段階別被保険者数
- 3 介護保険料

第9章 円滑な計画の実施へ向けた方策

- 1 介護サービスの円滑な提供
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進
- 4 介護給付費等に要する費用の適正化
- 5 支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

- 6 災害・感染症に係る体制の整備
- 7 苦情相談体制の整備
- 8 計画の推進管理、点検・評価

第7期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画 第3期湧別町障がい児福祉計画 の骨子（案）について

1. 計画策定の趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化、精神疾患の患者の増加などが進む中、障がい者施策のニーズは複雑多様化していると考えられています。

また、障害者基本法の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成18年度に障害者自立支援法を施行し、身体・知的・精神の3障がいにかかる各種サービスの一元化を図るなど、福祉サービスの提供体制の整備を行いました。さらに、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、従来の3障がいに加え障がいの定義に新たに難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」を施行しました。

また、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が施行されるなど、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されてきました。

このような状況のなか、本町ではこれまで「湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「湧別町障がい児福祉計画」を定め、障がいのある方もない方も住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、施策の推進を図ってきました。

本計画は、第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び第2期湧別町障がい児福祉計画の期間が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行った上で、本町における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにするため、新たに「第7期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定するもので、「第3期湧別町総合計画(令和4年度～令和13年度)」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

3. 計画の内容

北海道の策定する「ほっかいどう障がい福祉プラン」等と調和を保つとともに、障害福祉サービスの充実、施設入所者等の地域生活への移行の促進や就労・相談支援体制の充実など、地域生活支援事業を引き続き推進します。

また、障がい児福祉計画についても、同様に北海道の策定する「ほっかいどう障がい福祉プラン」等と調和を保つとともに、障害児通所支援事業の充実や支援体制の整備など、障がい児支援施策を推進します。

なお、数値目標やサービス見込み量などの検討にあたっては、国の基本方針、北海道の計画の動向を見定めつつ、地域の実情も加味した内容としていきます。

4. 計画の期間

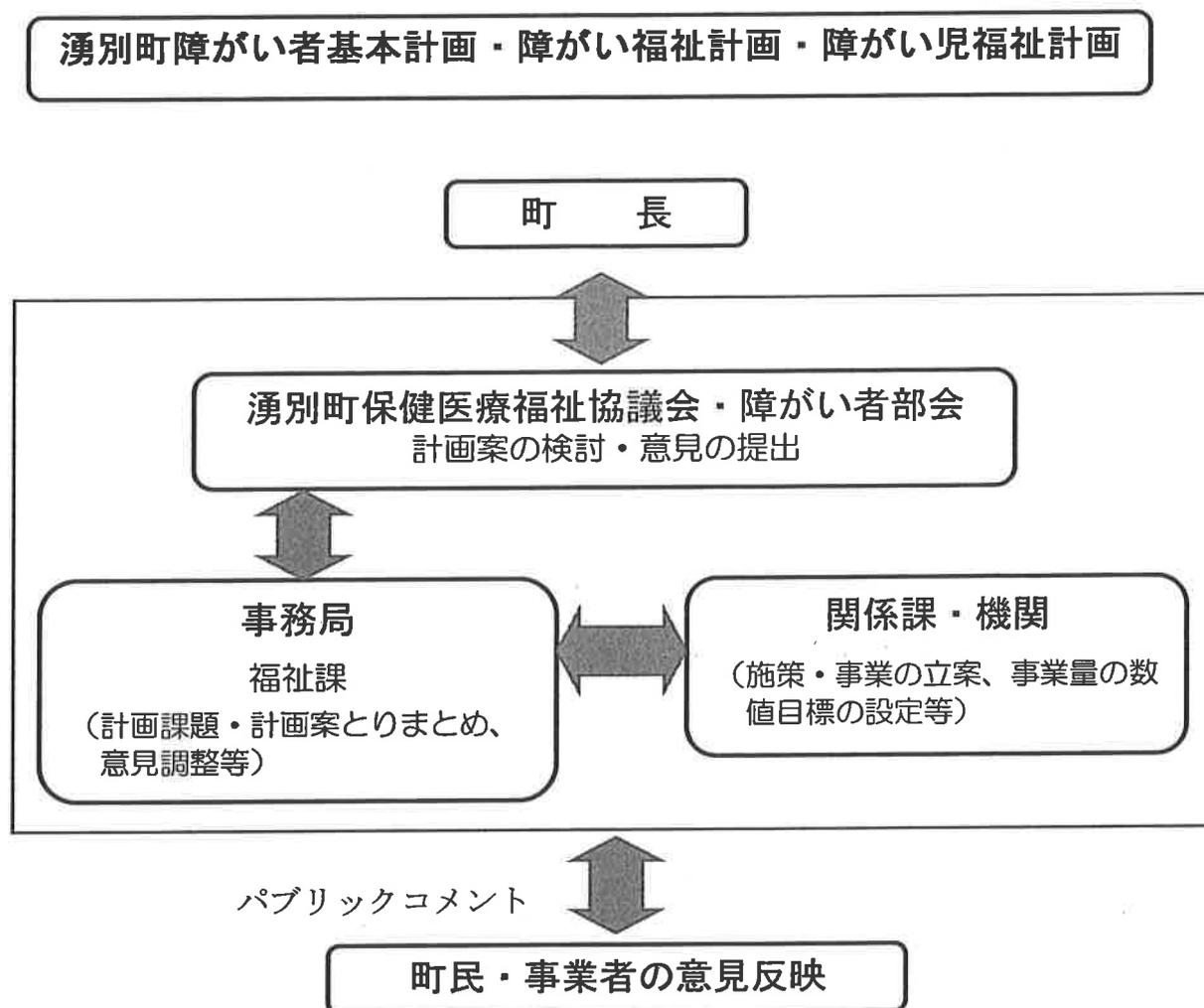
本計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画名						
湧別町障がい者基本計画	第6期計画			第7期計画		
湧別町障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
湧別町障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

5. 計画策定体制図

本計画は、関係各分野から幅広く意見を聴取するため、湧別町保健医療福祉協議会設置条例に基づく湧別町保健医療福祉協議会に諮問し、計画への意見反映、関係部局との連携を図るものとします。



6. 今後のスケジュール

- 1月上旬 第1回障がい者部会 [計画案の協議]
- 1月下旬 第2回障がい者部会 [計画修正案の協議]
- 2月上旬 パブリックコメントの実施 [状況により部会開催]
- 3月中旬 第2回協議会 [部会審議結果の報告、答申内容の審議、答申]
- 3月下旬 第7期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の公表

湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、湧別町障がい児福祉計画の構成（案）

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と背景
2. 計画の性格
3. 計画の内容
4. 計画期間及び見直しの時期
5. 計画の基本理念
6. 計画の目標及び体系
7. SDGsを踏まえた計画の推進

第2章 障がいのある方を取り巻く状況

1. 総人口
2. 身体障がい者
3. 知的障がい者
4. 精神障がい者
5. 自立支援医療（精神通院医療）受給者
6. 発達障がい者
7. 高次脳機能障がい者
8. 難病患者（特定医療費（指定難病）医療等受給者）
9. 障害福祉サービス受給者の障害支援区分の認定状況
10. 障害支援区分別サービス支給決定状況
11. 障害児サービス支給決定状況

第3章 施策の方向と主要施策

1. 地域生活の支援体制の充実
 - (1) 生活支援
 - (2) 保健・医療
2. 自立と社会参加の促進
 - (3) 療育・教育
 - (4) 就労支援
 - (5) 社会参加
3. バリアフリー社会の実現
 - (6) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (7) 生活環境
 - (8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

第4章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標と実績

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障害児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化等
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第6章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1. 訪問系サービス
2. 日中活動系サービス
3. 居住系サービス
4. 相談支援
5. 障害児支援事業
6. 地域生活支援事業

第7章 計画の推進体制等

1. 実施体制
2. 進行管理体制・評価方法

第8章 湧別町の障がい者一般施策

1. 障がい者施策の基本方針
2. 湧別町の障がい者一般施策事業

第2期湧別町健康増進計画の骨子（案）について

1. 計画策定の趣旨

平成25年度から令和5年度までの国の「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」では、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組が推進されてきました。

さらに、令和6年度から令和17年度までの「健康日本21（第三次）」の開始に併せ、令和5年5月、健康増進法第7条第1項の規定に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が改正され、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進を図るため、下記の4つの基本的な方向が示されました。

- 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2 個人の行動と健康状態の改善
- 3 社会環境の質の向上
- 4 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

また、これらの基本的な方向を達成するため、51項目の具体的な評価指標について、おおむね9年後の令和14年度までを目途とした目標値が掲げられました。

北海道においても国の基本方針の改正に合わせて新たな「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」が策定され、高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現を目指し、健康増進を総合的に推進していくこととしています。

また、健康増進法第8条第2項に基づき、市町村は健康増進計画の策定に努めることとされています。健康増進計画は、市町村における健康増進施策の基幹となるものであり、市町村は健康増進法に基づき実施する健康増進事業について、健康増進計画に位置付けた上で、取り組みを推進していくこととなります。

これらを受けて本町でも、「健康日本21（第二次）」の理念に基づき、平成28年3月に「第1期湧別町健康増進計画」を策定し、町民が心身ともに健康的な日常生活を送ることができるよう、健康づくりに係る施策を推進してきました。また、「健康日本21（第二次）」の期間が1年延長されたことに合わせ、本町においても当初の計画期間から1年延長し、平成28年度から令和5年度までの計画期間としました。

今回、「第1期湧別町健康増進計画」が令和5年度をもって終了を迎えるため、「健康日本21（第三次）」の方針に基づき、これまでの取組の達成度や評価と課題の検討、社会情勢の変化などを踏まえ、令和6年度を初年度とする「第2期湧別町健康増進計画」を策定します。

また、自殺対策では、平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的支援」としての自殺対策の支援を受けられるよう「市町村自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。本町ではこれまで「第1期湧別町健康増進計画」に基づき自殺対策を含むこころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、新たに本計画では自殺対策計画としての内容も含むものとします。

<参考> 「健康日本 21（第三次）」の4つの基本的な方向の概略

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、②に示す個人の行動と健康状態の改善に加え、③に示す個人を取り巻く社会環境の整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現する。

- ・健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- ・健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差

② 個人の行動と健康状態の改善

国民の健康増進を推進するに当たって、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善（リスクファクターの低減）に加え、こうした生活習慣の定着等によるがん、生活習慣病（NCDs：非感染性疾患）の発症予防、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に関して引き続き取組を進めていく。一方で、生活習慣病に罹患せずとも、日常生活に支障を来す状態となることもある。ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、やせ、メンタル面の不調等は生活習慣病が原因となる場合もあるが、そうでない場合も含め、これらを予防することが重要である。また、既のがんなどの疾患を抱えている人も含め、「誰一人取り残さない」健康づくりの観点から、生活習慣病の発症予防・重症化予防だけでなく健康づくりが重要である。こうした点を鑑み、生活機能の維持・向上の観点も踏まえた取組を推進する。

③ 社会環境の質の向上

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上を図り、食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりに取り組みむとともに、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた予防・健康づくりを推進する。また、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備に取り組む。

④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、②及び③に示す各要素を、胎児期から乳幼児期、青壮年期、高齢期に至るまでの人の生涯における各段階（ライフステージ）に特有の健康づくりについて経時的に捉えたライフコースアプローチの取組を進める。

2. 計画の性格

この計画は、第3期湧別町総合計画を上位計画とし、町民の健康増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

この計画の推進にあたっては、健康増進法に基づき、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」及び「北海道健康増進計画」を勘案し、また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「湧別町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」との整合性をとって策定し、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を推進します。同時に、今回の目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。(表1)

表1 関連する法律及び各種計画

法律等	北海道の計画	湧別町の計画
健康増進法	北海道健康増進計画 「すこやか北海道21」	湧別町健康増進計画
高齢者の医療の確保に関する法律	北海道医療費適正化計画	湧別町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画
次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法	北の大地☆子ども未来づくり 北海道計画	湧別町子ども・子育て支援事業計画
食育基本法	どさんこ食育推進プラン 北海道食育推進計画	湧別町食育推進計画
健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等		湧別町データヘルス計画
がん対策基本法	北海道がん対策推進計画	(湧別町健康増進計画)
歯科口腔保健の推進に関する法律	北海道歯科保健医療推進計画	(湧別町健康増進計画)
介護保険法	北海道高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業支援計画	第9期湧別町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

3. 計画の期間

国の健康日本21（第三次）の計画期間は、各種取組みの健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和6年度から令和17年度までの12年間とされており、北海道の健康増進計画「すこやか北海道21」もこれに準じています。

このことから、本計画の目標年次についても令和17年度とし、計画の期間は令和6年度から令和17年度までの12年間とします。なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

4. 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取組みを推進するため、全町民を対象とします。

5. 計画の進行管理と評価

この計画の進捗状況の点検及び評価は、湧別町保健医療福祉協議会において行い、必要に応じて、保健・医療部会を開催します。

第2期湧別町健康増進計画の構成（案）

- 序章 計画策定にあたって
1. 計画策定の趣旨
 2. 計画の性格
 3. 計画の期間
 4. 計画の対象
 5. 計画の進行管理と評価

第1章 湧別町の概況と特性

1. 町の概況
 - (1) 位置・地勢
 - (2) 自然条件
 - (3) 沿革
2. 健康に関する概況
 - (1) 人口構成
 - (2) 死亡
 - (3) 介護保険
 - (4) 医療制度
 - (5) 高齢者の医療の確保法による特定健康診査等
 - (6) 出生
3. 町の財政状況に占める社会保障費
4. 第1期健康増進計画の評価

第2章 課題別の実態と対策

1. 生活習慣病の予防
 - (1) がん（悪性新生物）
 - (2) 循環器病
 - (3) 糖尿病
 - (4) COPD（慢性閉塞性肺疾患）
2. 生活習慣・社会環境の改善
 - (1) 栄養・食生活
 - (2) 身体活動・運動
 - (3) 飲酒
 - (4) 喫煙
 - (5) 歯・口腔の健康
3. こころの健康・休養（湧別町自殺対策計画）
4. 目標の設定

第3章 計画の推進

1. 健康増進に向けた取組みの推進
 - (1) 活動展開の視点
 - (2) 関係機関との連携
2. 人材の育成と正しい知識の普及

- (1) 健康増進を担う人材の確保と資質の向上
- (2) 地域住民への正しい知識の普及